

## 条例の新規制定・一部改正

全て原案可決（賛成全員）

**マイナンバーを利用して特定個人情報  
の提供ができるようにするために条例  
を定めました**

平成28年1月から一部の行政事務において個人番号（マイナンバー）の利用が始まりました。マイナンバーを利用して情報のやり取りができる事務は、あらかじめ番号法で定められています。マイナンバーを利用して役場内の各課間で情報のやり取りを行ったり、町長部局から教育委員会などの町長部局以外の部局への情報提供を行ったりする際には、条例で定める必要があるため制定されました。



1月から交付される個人番号カード

**住民が行政処分等の求めや、行政指導  
の中止を求められることができるようになり  
ました**

行政手続法の改正を受けて、「法令や条例違反の事実を発見した場合に、是正のための処分等を求めること」や、「要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、行政指導の中止を求めること」ができるように条例を改正しました。

**介護保険料の徴収猶予申請等に、マイ  
ナンバーの記載が必要となります**

マイナンバー制度の導入に伴い、介護保険料の徴収猶予申請や減免申請を行う際には、住所・氏名に加え、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になるため、条例を改正しました。

### 主な質疑

**Q** マイナンバーが記載された、この書類が介護施設等に出回ることはないのか。

**A** 出回ることはない。

**「中小企業者」と「小規模企業者」の定義  
を改めました**

中小企業信用保険法の改正に伴い、「中小企業者」及び「小規模企業者」の定義を改正するとともに、「中小企業者」の定義に玉村町暴力団排

除条例に定める個人や団体に該当しないことを条例に追加しました。

### 主な質疑

**Q** この改正により対象者はどのくらい増加するのか。

**A** 定義が変わるだけなので、対象者の増加はない。

**田中奨学基金を取り崩し、支給するこ  
とができるようになりました**

田中奨学金は、積み立てた寄附を基金とし、その運用益から奨学金を支給してきましたが、経済情勢等の変化により、基金を取り崩して奨学金を支給することができるよう条例を改正しました。

**中等教育学校の後期課程に在学してい  
る方も、奨学金を受けることができる  
ようになりました**

玉村町奨学金支給条例では、奨学金を受けることができる対象者を、高等学校や高等専門学校に在学する者か入学する見込みがある者と定めていましたが、新たに中等教育学校の後期課程に在学している者も奨学金を受けることができるように、条例を改正しました。